

三、互助友愛以之不合現存之社會組織力改造之期也。

三、交通機關從業員之社會的任務之完成之期也。

後昭和三年四月、年次大會に於て綱領が改正され、<sup>若</sup>若しく闘争的色彩を鮮明にせられた。

### 改正綱領

一、自治訓練の力に依り交通労働者としての社会的地位の向上を期す。

一、支配階級の暴圧に對し徹底的に抗争せし事を期す。

一、全無産階級の完全な組織を以て實現せし事を期す。